

2012年度大阪市内区役所キャラバン 統一回答

1. 行政の在り方について

市民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規(非常勤・アルバイト・パートなど)ではなく正規職員に増員を行うこと。また、住民の立場から正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じ研修を行い。住民に不利益を与えないこと。

(回答)

本市における非正規職員の雇用については、育児休業中の職員の代替や一時的業務、補完的業務、あるいは高度の専門的業務など、本来、本務職員による対応になじまない業務について、業務の精査を行いながら、その必要性に応じて活用しているところであります。そうすることにより、本務職員は、政策・施策の企画立案や民間事業者に対する指導・監督・調整など、本務職員としてなすべき業務に注力することができると考えております。本市がおかれた危機的な財政状況のもと、業務の遂行にあたっては、引き続き、最も効果的な業務執行方法、執行体制を追求しながら、必要な行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

担当 人事室 人事課(人事グループ) 電話:06-6208-7516

(回答)

業務遂行にあたっては、正規・非正規職員に関わらず、必要な知識習得に向けた研修を行っております。

担当 財政局 税務部 管理課 電話:06-6208-7741

(回答)

生活保護業務にかかる非常勤嘱託職員については、採用時にしかるべき研修を行っているところです。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

(回答)

住宅手当緊急特別措置事業については、国の緊急特別措置として、平成21年度途中からの実施となったため、急遽、臨時的任用職員を区保健福祉センターに配置することで対応しました。本事業は、経済情勢、雇用情勢の動向による特別措置であり、事業の継続性が確保されておらず、非常勤嘱託職員を配置しているところであります。

新規職員を配置するにあたりましては、採用後に研修期間を設け、本事業及び本事業に関連する事業説明等の研修を行い、円滑な業務の遂行に努めています。

担当 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話:06-6208-7933

(回答)

乳幼児健診を始めとする各種保健事業に従事する非常勤嘱託職員については、本市職員として必要なコンプライアンス等の服務規律や個人情報の保護に関する研修を実施しております。また、新たに健診等に従事する職員については、事前に業務内容についての実地研修を行うとともに、初めて業務に従事する際には必ず指導役の職員を配置することとしています。今後とも研修内容の一層の充実を図り職員の資質向上を図ってまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康施策課 電話:06-6208-9951

(回答)

本市では、「一人一人を大切に保育」の推進に向けて、意欲と創造力が備わった人材育成並びに対人援助者としての資質向上に努めており、職員自らの専門性と倫理性を確立するため、公立、民間共に参加できる保育職員研修を実施しています。さらに、研修受講者が受講内容について職員へ伝達するなど、全体の資質向上に努めています。

担当 こども青少年局 子育て支援部 保育企画課 電話:06-6208-8031

2. 国民健康保険・後期高齢者医療制度について

①国に対し国の負担割合を以前の状態に戻すよう要望すること。それまでの間は、国民健康保険会計に、270 億円以上の市税の任意繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、「協会けんぽ・共済健保」なみの払える保険料にすること。

(回答)

国の負担金につきましては、これまで様々な制度改正がなされており、昭和59年度には退職者医療制度の創設により、退職後、国民健康保険に移行された方の給付費にかかる財源が措置されたこと、平成17年度には三位一体の改革により、国から地方へ税源が移譲され、都道府県調整交付金が創設されたこと、さらに平成20年度には65歳から74歳の方の医療保険の加入割合に係る給付費の偏在を是正するため、前期高齢者交付金制度が創設されたことにより、国庫補助率は低下しているものの、保険給付費に係る財源は、一定の措置がなされてきたところです。

なお、国庫負担率の引き上げにつきましては、国民健康保険財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じることを、機会あるごとに国に対して要望いたしております。

また、国民健康保険は、その事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、極めて厳しい財政状況の中ではありますが、景気の動向等を勘案し、被保険者の負担を軽減するため、平成24年度当初予算においては、182億円の任意繰入を含む、412億円もの市税等を一般会計から繰入れ、1人当たり平均保険料を4年連続で据え置いたところです。しかしながら、本市国民健康保険事業を、今後も持続可能な制度として維持・継続していくため、受益と負担の適正化の観点より、制度の見直しが必要であると考えております。7月30日に公表しました「市政改革プラン」では、世帯の保険料の収入に対する負担感について、府内市町村平均並みとなるよう一般会計からの任意繰入を見直すこととしております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7961

福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967

②保険料の低所得者減免、多子世帯・1人親世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免(9割減額の新設：対象は生活保護基準の1.5倍以下の世帯と障害者・1人親世帯加算・高齢世帯加算など)を拡充し、現行3割減免と合わせて申請不要(自動適用)とすること。なお、当面3割軽減可能世帯に対しては数度の制度説明を個別に行うこと。

(回答)

保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、前年中所得が一定基準以下の低所得世帯に対して、当該世帯の所得状況に応じ、均等割保険料及び平等割保険料の7割又は5割若しくは2割を減額する制度が法で定められております。保険料の減免につきましては、本市独自の施策として、3割を減免する制度や、災害や倒産、廃業、一定期間の休業、疾病、退職、営業不振等の特別の理由により、前年の所得に比して、現在の所得が3割以上減少し、保険料を全額納付することが困難と認められる世帯に対して減免制度を設け、保険料負担の軽減に努めているところです。また、多人数世帯に対する負担軽減措置につきましては、保険料の賦課割合について、人数に応じてご負担いただく均等割保険料の割合を、国の基準では保険料全体の35%となっているところを、本市独自に27%へと引き下げ、多人数世帯に対する負担の軽減を図っているところです。

加えて、平等割・均等割保険料の7割・5割・2割の法定軽減や、本市独自の3割減免の適用判定についても、前年所得に加えて、世帯の人数も基準として判定しており、多人数世帯へ配慮するなど、被保険者の保険料負担の軽減に努めているところです。市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされております。本市独自の3割減免につきましても、本市国民健康保険条例及び同施行規則において申請を必要とする旨規定しており、本市から減免申請勧奨通知を送付し、返信用封筒にて申請書を返信していただくことで適用しておりますので、今後も引き続き申請をお願いしたいと考えております。また、この制度に

つきましては、国民健康保険加入の全世帯に通知する保険料決定通知書に同封しているリーフレットや、本市ホームページの掲載、区役所窓口を設置しているパンフレット等で広報・周知に努めており、今後も様々な機会を捉えて広報・周知に努めてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(保険) 電話:06-6208-7964

③国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう区役所内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「区民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

(回答)

以前から、納付相談においては、生活保護担当課をはじめ各種福祉サービス担当課などと連携し、必要に応じて各窓口へのご案内や情報の共有化を図っております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(収納) 電話:06-6208-9872

(回答)

大阪市では保健・福祉にかかる総合相談業務として、高齢者、障がい者、児童、母子などの各分野における複雑・多様化する市民ニーズに対して、迅速・的確かつ総合的・一体的に対応していくことを目的として、平成17年度より保健福祉センターに各区1名の相談調整担当者を配置し、総合案内、受付・相談、インテーク面接、サービス利用調整を保健福祉センター全体のシステムとして運営し、総合的な情報提供を行うとともに、相談者のニーズに応じた総合的なサービス調整を行ってまいりました。

各区によって窓口対応の業務実態が異なっているため、本事業につきましては、全市一律ではなく、各区の実情に応じた柔軟な運用がなされているところです。

担当 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話:06-6208-7959

④一部負担金減免の平成23年度改定は、きわめて不十分であり、実際に使える制度とすること。所得要件を150%以下とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。また、治癒見込み期間を少なくとも1年にするなど改善を行うこと。

(回答)

医療保険における一部負担金の制度は、保険財政に対する負担を軽減するとともに、一般に療養の給付を受ける被保険者と、健康な被保険者との受益と負担の公平を図るために設けられているものであり、適正に負担していただくことがこの制度の趣旨に沿うものであると考えております。医療費の一部負担金の減免は、法の定めるところにより、本市国民健康保険条例に基づき、単に所得の多寡によるのではなく、災害や失業などの「特別の理由」により一部負担金の支払いが困難な被保険者の方に対して実施しております。

平成23年度からは制度の拡充を図り、実収月額が生活保護基準以下の方については、それまで療養見込み期間が3か月以内であることとしていた承認要件を廃止し、減免期間についても、引続き承認要件を具備している場合は、最長で概ね1年以内の期間であれば、延長を可能とする取り扱いとしています。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(給付) 電話:06-6208-7967

⑤法令順守し「給付と収納は別」であることを徹底すること、大人の資格証明書・短期保険証の発行をやめること。特に、1人親世帯、障害者のいる世帯には絶対に発行しないこと。当面、短期保険証は、4月と10月に送付すること。高校生までのこどもに対しては1枚ものこすことなく1年間の通常保険証を確実に届け、万が一届いてなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

(回答)

国民健康保険料収入の確保は、単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、電話や訪問による納付の督促を行うとともに、督促状を送付し納付を促しております。しかし、これによっても納付していただけずに滞納状態が改善されない世帯に対しては、催告書の送付や有効期限の短い「短期有効期限被保険者証(短期証)」を交付することで、証の更新機会に接触を図り、その世帯の実情を把握したうえで納付相談に努めております。短期証を交付する世帯には、有効期限切れ前に文書の送付や電話などで区役所への来庁を勧奨しております。

また、それでもなお特別な事情もなく、長期(一年以上)にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、資格証明書の交付を行っております。資格証の交付世帯には、被保険者証の返還を求める際にも、まず、お知らせ文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行ったうえで、来庁できない事情のある方についても、電話や自宅への訪問等により実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別な事情」に該当しないか、丁寧かつ慎重に審査を行ったうえで、資格証を交付しています。

なお、高校生世代以下の子どもに対する短期証の交付に際しては、有効期限内に郵送する取り扱いとしておりますが、世帯主が不在等により郵便局から返戻された短期証については、「子どもの短期証」を郵送する旨をお伝えするため、予めお知らせ文書を送付したうえで、再度短期証を郵送することとしております。それでもなお、世帯主の受け取りがなく、再度区に返戻された短期証についても電話連絡や訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めております。

また、高校生世代以下の子どもの保険証の有効期限については、国民健康保険法第9条第11項の規定により、世帯と同じ期間の保険証を交付することとされていることから、本市では6か月が有効期限の短期証を交付しております。

なお、医療機関の窓口で、保険証をお持ちでない方が保険証をお持ちの方と同様のお取り扱いとすることは、法律上できないものとなっております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(収納) 電話:06-6208-9872

⑥財産調査・差押については法令を遵守し、さらに資産等を見つけても一方で借金などがなくきめ細かく面談し、生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。さらに財産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。また国保料の滞納世帯に対する徴収業務の民間委託をやめること。

(回答)

国民健康保険料収入の確保は、単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。保険料滞納世帯に対しては、あらゆる機会を捉えて接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で個々の事情の把握に努めるとともに、減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細やかで丁寧な対応を行っております。それでもなお、保険料を納めていただけない世帯に対しては、関連法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。これによってもなお、特別な事情が無いにもかかわらず保険料を納めていただけない場合は、関連法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っております。

また、滞納処分を行う事により滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合や、滞納処分の対象となる財産がない場合は、法令に基づき、滞納処分の執行を停止することとしております。徴収業務の民間委託については、本市が進めている市政改革の大きな方針として「民間委託の推進」による事務事業の再構築があり、その方針に沿うものとして、より効率的・効果的な徴収をめざし、民間事業者が保有するノウハウなどを活用するため、平成20年7月から7区での民間事業者への委託による徴収業務を試行実施してきましたが、その

結果、民間委託の方が有利であると認められたため、平成23年度から民間委託を全区に拡大して実施しているところです。なお、個人情報保護の重要性については十分認識しており、委託事業者については、個人情報の保護について「大阪市個人情報保護条例」を遵守することを義務付けているところです。今後も、健康保険事業の健全な運営を行う観点から、適正に運用してまいりたいと考えております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(収納) 電話:06-6208-9872

⑦75歳以上の医療費負担を無料にすること。

(回答)

少子高齢化が急速に進展する中、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成18年6月に健康保険法等の一部を改正する法律が成立、公布され、この改正により、平成20年4月からは75歳以上の高齢者(65歳以上で一定の障がいのある方を含む。)を被保険者とする後期高齢者医療制度が施行されたところです。後期高齢者医療制度の一部負担金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項に規定されており、1割又は一定以上の所得を有する方については3割とされております。なお、本市におきましては、65歳以上で障がい等の一定の要件を満たしている方に対して、医療を受けた場合の自己負担を軽減する老人医療費助成制度(一部負担金相当額一部助成制度)を実施しております。同制度では、1医療機関ごとに入通院各1日当たり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担額の支払いをお願いすることといたしておりますが、平成18年7月診療分からは、一部自己負担額に2,500円の限度額を設定し、限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(後期高齢) 電話:06-6208-8038

⑧後期高齢者医療制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。また、短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

(回答)

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置も含め、保険料の賦課決定は、後期高齢者医療広域連合の権限となっており、都道府県内の被保険者につきましては、居住する市町村を問わず、都道府県ごとに均一な基準に基づく保険料となります。この保険料の賦課決定につきましては、所得の低い方に対して、政令等による軽減措置の適用があり、世帯の所得水準により、被保険者均等割額について、9割、8.5割、5割、2割を軽減するほか、所得割保険料を課されている方で、被保険者本人の基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方につきましては、所得割額が一律50%軽減されることとなります。その他、被用者保険の被扶養者であった方が被保険者となられる場合には、保険料負担の激変緩和の観点から、制度加入時から所得割保険料を課さず、被保険者均等割額につきましても9割軽減とする措置が講じられております。また、保険料減免基準につきましても、大阪府後期高齢者医療広域連合条例第18条の規定により、「災害等により財産に著しい損害を受けた場合や、事業の不振、休業又は廃止、失業等の理由により所得が著しく減少した場合に減免することができる」とされており、大阪府内均一な基準に基づく取扱いとなります。このように後期高齢者医療制度は、財政等も含め都道府県単位で運営されることとされており、市町村が独自に軽減措置を講じることは困難です。

後期高齢者医療制度を運営していくうえにおいて、貴重な財源である保険料収入の確保を図ることは、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも極めて重要であり、保険料徴収業務を担う市町村として当然の責務であると考えています。後期高齢者医療制度においては、保険料を滞納されている被保険者に対し、大阪府後期高齢者医療広域連合の定める大阪府内統一の基準に基づき、通常の被保険者証より有効期限の短い短期有効期限被保険者証を交付しています。これは、証の更新の機会をとらえ、保険料を滞納されている被保険者と接触を図り、滞納状況の実情把握及び納付相談等を行うことにより、保険料の収入の確保に努めることを目的としています。

短期有効期限被保険者証を有効に活用することにより、滞納のある被保険者の方々に、保険料に滞納があることをいち早くご理解いただき、今後において滞納が発生しないよう、また、滞納が長期化することによる被保険者資格証明書の交付に至らぬよう、きめ細やかな対応を図り、未収額の解消に努めてまいります。

短期有効期限被保険者証は、有効期限を除いて通常の被保険者証と異なることはございません。また、被保険者証の返還及び資格証明書の交付については、高齢者の医療の確保に関する法律第54条の規定により、保険料を一定期間滞納している場合は、被保険者間の負担の公平性の観点から、被爆者援護法による医療その他政令で定める公費負担医療の対象者、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付することとされています。資格証明書交付の基準につきましては、市町村単位で判断基準に大きな差が生じないよう、広域連合ごとに統一的な運用基準を設けていく必要があることから、大阪府においても、大阪府後期高齢者医療広域連合により大阪府内統一の基準が定められています。

この資格証明書の運用については、厚生労働省保険局長通知「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について」(平成21年10月26日付保発1026第1号)により「現内閣においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることがないよう、原則として交付しないこととすることを基本的な方針としています。」とされ、さらに「保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って資格証明書を交付されることとなるよう、厳格な運用の徹底方お願いいたします。」とし、都道府県後期高齢者医療広域連合長あて、再度徹底が促されたところです。上記厚生労働省保険局長通知を受けて大阪府後期高齢者医療広域連合は、予定をしていた証返還処分と資格証明書の交付事務の開始について、当面延期するとし、国と協議を図りながら、交付にあたっての判断基準を再考、構築し、また他広域連合の状況をも見極めていくとしています。今後におきましても、国の動向を注視し、広域連合と連携を図りながら、資格証明書の運用について適切な対応を図ってまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(後期高齢) 電話:06-6208-8038

⑨国保広域化は結局、大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に、大阪の場合は保険料大幅値上げと各市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

(回答)

国民健康保険は、国民皆保険の最後の受け皿として極めて重要な役割を果たしておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えております。加えて、少子化の進展や社会情勢の変化に伴い、一市町村で長期に安定した運営を行うことは困難であり、このままでは国民皆保険の維持すら難しい状況となっております。また、国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナルミニマムであると考えておりますので、これまで、医療保険制度の一本化など抜本的な改革について、国に対して

要望してきたところであります。このような中で、国の「社会保障・税一体改革大綱」において、市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充など財政基盤の強化と財政運営の都道府県単位化が示されたところであります。

この国民健康保険事業が長期に安定した運営を図れるよう、国保の広域化を第一段階として、最終的には医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革に向け、引き続き国に要望を重ねてまいります。また、大阪府特別調整交付金については、地域の特別事情に対応する交付金としての本来の機能が回復されるよう制度を変更するとともに、被保険者の所得状況や地域性等を考慮し、財政状況の厳しい保険者に対する支援措置を講じられるよう、府市長会を通じて大阪府に要望しております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(管理) 電話:06-6208-7961

⑩国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募し、市民の意見陳述を認めること。

(回答)

国民健康保険法第11条により、市町村に「国民健康保険運営協議会」を設置することが定められており、同法施行令第3条において、運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、及び公益を代表する委員各同数をもって組織すること、また、附則第1条の2において、被用者保険等被保険者を代表する委員を加えて組織することができることとされております。本市においては、被保険者を代表する委員9名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員9名、公益を代表する委員9名、被用者保険を代表する委員2名の計29名にて運営をしております。同協議会が幅広い観点で審議いただけるよう、被保険者を代表する委員の選任にあたりましては、本市国民健康保険の被保険者の中から、地域、年齢、性別に偏りが生じないよう各区へ委員の選出を依頼しており、区においては、日ごろから地域住民の意見を聴く機会が多く、地域の実情をご存知で、公正な立場から意見を頂ける方を推薦していただいております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(管理) 電話:06-6208-7961

⑪無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可すること。

(回答)

無料低額診療事業については、平成13年7月23日付け国通知により、当該事業の基準及びその運用等について規定されており、本市では、この通知に基づき適正に実施することとしています。

担当 福祉局 総務部 総務課(法人監理) 電話:06-6241-6540

⑫保険料減免制度、一部負担金減免制度、無料低額診療事業などは、パンフレットを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配布してください)

(回答)

保険料の減免制度及び一部負担金減免制度につきましては、国民健康保険加入の全世帯に通知する保険料決定通知書の裏面や、大阪市のホームページ、国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」、生活ガイドブック「くらしの便利帳」に記載しております。このほか、保険料の減免制度につきましては、保険料決定通知書にリーフレットを同封するほか、減免基準ビラ「国民健康保険料の軽減・減免基準のご案内」を区役所窓口で設置しております。また、一部負担金減免制度につきましては、更新分の保険証発送時に同封される「国保だより」に記載するとともに、区役所窓口で制度周知ビラを設置し、広報・周知に努めております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(保険) 電話:06-6208-7964

福祉局 生活福祉部 保険年金課(給付) 電話:06-6208-7967

(回答)

無料低額診療事業については、大阪市内全世帯に配布している「くらしの便利帳(平成23,24年度保存版)」に、当該事業の概要に関する記事を掲載しています。

担当 福祉局 総務部 総務課(法人監理) 電話:06-6241-6540

3. 健診について

①予防・早期発見により医療費を下げる観点で全ての市民を対象に従来の健診水準を下げることなく市の責任で健診を行うこと。健診項目に、心電図、胸部 X 線、眼底検査、尿潜血、尿ウロビリノーゲン、血液検査の白血球血小板・総コレステロール・尿酸・クレアチニン・eGFRを追加し、無料とすること。

(回答)

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に40歳以上の加入者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられ、これまでの市町村により実施していた基本健康診査から各医療保険者による加入者を対象にした特定健康診査等に改められたところです。しかしながら、生活保護受給者等のうち満40歳以上の方につきましては、健康増進法に基づき市町村が特定健康診査と同様の健康診査を行うこととされており、本市におきましても、平成20年度より市内取扱医療機関にて無料で受診していただいているところです。なお、心電図、胸部X線、眼底検査、尿潜血、尿ウロビリノーゲン、血液検査の白血球血小板・総コレステロール・尿酸・クレアチニン・eGFRについては実施せず、基本的な健診項目の実施結果が要医療等に該当した場合は、随時、医療や指導に繋げる等の対応を行っていくこととしております。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

②がん検診などの内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

各種がん検診につきましては、健康増進法に基づく事業として40歳以上(子宮頸がん検診20歳以上、乳がん検診(超音波検診)30歳以上)の市民の方を対象に胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診を各区の保健福祉センター(子宮頸がんを除く)と身近な医療機関でも受診できるようにしております。

保健福祉センターでは、特定健康診査とがん検診を同時受診できる日を設けており、特に土日に実施する際は、ほとんどの区において同時受診できるように設定しております。

各種検診の受診者負担金は、他市と比較しても低い負担金ですが、後期高齢者医療被保険者証対象者、高齢受給者証対象者、老人医療者証の受給者、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方については、免除対象とし各種検診を無料で受診いただけます。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

③ミドル健診制度を継続すること。

(回答)

ナイスミドルチェックは、40歳・50歳・60歳の節目年齢の方にトータル的に検診を実施することにより、受診拡大を図り、経年受診の動機付けを行うことで健康意識の高揚を目的にがん検診・骨量検査・歯周疾患検診を無料で受診できる制度です。しかし、本市の市政改革プランの施策・事業見直しの中で、受診の動機づけにつながる効果が明確でないことから平成25年度からの廃止が決定しております。ただし、本市の各がん検診は、自分で検診を受診する場合に比べ安い負担金で受診することができます。早期発見・早期治療のための継続的な受診が重要ですので、今後ともより効果的な受診率向上策を検討してまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

④健診率向上の施策を行うこと。

(回答)

本市では、がん検診をより多くの市民の方が受診していただけるようさまざまな広報を行うとともに、受診しやすい環境づくりに努めております。例えば、翌年度に40歳に達する方のがん検診受診勧奨のはがきを送付したり、ホームページにて、女性医師・技師対応の医療機関の案内や、車椅子対応の医療機関を案内するなど情報提供に努めております。また、保健福祉センターでの検診では、土曜日・休日の検診を拡充し、受診希望の多い胃がん・大腸がん・肺がんのセット検診を基本とするほか、子育て世代も受診しやすいように保育ボランティア付検診を行うなど、受診しやすい環境整備を行っております。今後とも、より多くの市民の方が受診していただけるようわかりやすい広報等を行い、受診

率向上に努めてまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

4. 介護保険・高齢者施策について

①要介護認定制度を廃止し、保険証1枚で必要な介護給付が受けられるよう、国に強く要望すること。

(回答)

介護保険制度では、要介護認定として介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、介護サービスの利用に先立って利用者が介護を要する状態であることを公的に認定するものとなっております。公平性と客観性の観点から、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められております。要介護認定を受けた方については、専門の知識を有する介護支援専門員が、本人や家族の希望を尊重し、本人の心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成することとされております。したがって、被保険者証については、介護保険被保険者資格の有無を明らかにするとともに、介護サービスの利用にかかわって必要な要介護度、要介護認定期間、指定居宅介護支援事業者名の名称等を記載し、居宅サービス事業者等へ提示することになっております。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6972-2873

②国に対し国庫負担の大幅な引き上げを要望し、誰でも払える保険料にすること。一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。

(回答)

介護保険財政については、介護保険制度の円滑な運営のため、地方自治体の財政負担が過重なものとならないよう、十分な財政措置を講じることを国に対して要望を行っているところであります。介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められているため、制度的に決められている以上に一般会計から繰り入れることは、負担と給付の関係を不明確にするもので、納税されている国民の理解が得られないとして、

国や府においても適当でないとしております。平成24年4月からの介護保険料改定においては、低所得者の方の負担軽減を図るため、年金収入等の収入額が年間120万円以下の方には、より低い保険料率を適用するとともに、所得に応じたきめ細かい11段階の保険料段階を設定しております。また、保険料段階が第1段階から第4段階(世帯全員が市町村民税非課税)の被保険者で、生活に困窮している方を対象に、第4段階の保険料の2分の1に該当する額まで減額する制度を本市独自に設けており、平成24年度からは年間収入要件を緩和し、これまでの1人世帯で120万円から150万円、2人世帯で168万円から198万円、3人世帯で216万円から246万円としたところです。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8028

③国に対し介護保険料の年金天引き(特別徴収)の強制をやめ納付方法については選択制にするよう求めること。

(回答)

介護保険料の納付方法については、老齢基礎年金などの年金を、年額18万円以上受給されている被保険者は、介護保険法第135条及び介護保険法施行令第41条の規定に基づき、年金からの天引き(特別徴収)により介護保険料を納付していただくことになっております。特別徴収か口座振替か納付方法について選択可能となることについては、保険料収納率の低下が、介護保険行政や円滑な事業運営に少なからぬ影響を与えることが懸念されることであり、平成21年に国において、特別徴収と口座振替の選択制の実施は見送られたところでございます。

④軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は一切導入しないこと。また、一般会計での高齢者施策はさらに充実させること。

(回答)

今般の介護保険制度の改正に伴い、要支援・二次予防事業対象者に対する介護予防・日常生活支援総合事業が創設されましたが、その導入については市町村の判断に委ねられているところです。本市においては、既に介護予防事業、介護保険サービス、在宅支援サービスやインフォーマルなサービスを組み合わせてマネジメントを行い、高齢者の日常生活を支援していることから、第5期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画には盛り込んでおりません。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-9957

福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8028

⑤保険料の段階を増やし、最低0.1、最高5.0にすること。

(回答)

介護保険制度は、他の社会保険制度と同様に加入が個人の意思に基づかない強制加入で原則すべての第1号被保険者から保険料を負担いただいていることから、負担能力の低い人にも配慮した多段階の保険料設定を行っております。また、介護保険制度は、40歳以上の国民が皆で支え合うものとなっておりますので、すべての所得層の被保険者の方から、公平に保険料を負担していただくべきであると考えているため、一部の被保険者に高額な保険料をご負担いただくことは、負担の公平性という観点から適当でないと考えております。

平成24年度からの介護保険料につきましては、低所得者の負担に配慮し、保険者の負担能力に応じたよりきめの細かい保険料段階を設定することとし、「市町村民税が本人非課税で世帯非課税」である第3段階を細分化し、「公的年金等収入+合計所得金額が120万円以下」の被保険者を対象とした、新たな保険料段階を設定し、11段階としております。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8028

⑥低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも設定されているので、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、収入基準を単身者180万円以下、2人世帯250万円以下(1人増える毎に50万円加算)で医療費・社会保険料・家賃など困窮した状況を反映した控除を設定すること。

(回答)

本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。なお、平成24年度より下記のとおり収入要件を緩和しております。

【変更前】

1人世帯	2人世帯	3人世帯
120万円	168万円	216万円

【変更後】

1人世帯	2人世帯	3人世帯
150万円	198万円	246万円

*年間収入については、遺族年金・障害年金などのあらゆる収入が含まれます。また、介護保険料や介護保険サービス利用料などが控除できます。

⑦介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。また、介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

(回答)

介護保険制度に関する国への要望書で、現状は介護保険 3 施設とショートステイだけに適用されている食費・居住費の補足給付について、低所得層における適正なサービスと負担の在り方として、特に、グループホーム利用が困難とならないよう補足給付の拡大を制度として図る等、必要な措置の構築を要望しています。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8059

⑧地域包括支援センターは中学校校区に1か所設置すること。同センターは 3 職種を国基準 以上に確保し、新予防給付マネジメント(指定介護予防支援)は3職種とは別に、少なくとも 利用者 35 人に1人以上の割合で職員を配置すること。

(回答)

地域包括支援センターには、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務などの事業を行うため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種を配置することとされており、大阪市でも事業を行うために必要な人員については、圏域の規模に応じて必要人員をそれぞれ配置しております。また、身近なところで相談ができるように、概ね中学校区に設置した総合相談窓口(いわゆるランチ)には社会福祉士等を配置し、地域包括支援センターと連携しながら、総合相談支援業務、権利擁護業務を実施しています。なお、新予防給付に関するケアマネジメント業務(指定介護予防支援)においては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に基づき実施していただいているところです。指定介護予防支援業務専従職員の配置につきましては、基本的に介護報酬で対応することとなっていることから、各地域包括支援センターにおいて必要な人員の確保に努めています。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8052

福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6241-6310

⑨介護認定者はすべて「障害者控除」の対象者と認定すること。市民や介護支援事業所などに担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように研修を徹底し、5年間の遡及についても広報すること。また、介護認定者で、「障害者手帳」を所持していない人には、障害者認定書を毎年送付すること。

(回答)

「障がい者控除対象者認定書」については、昭和 45 年 6 月 10 日社老第 69 号厚生省社会局長通知「高齢者の所得税法上の取扱いについて」及び昭和 46 年 7 月 5 日社老第 77 号厚生省社会局長通知「高齢者の地方税法上の取扱いについて」に基づき、障がい者控除の対象となる身体障がい者に準ずる者等として認定できる 65 歳以上の高齢者に対して交付しています。なお、介護の手間を測る要介護認定と障がいによる日常生活活動制限の度合いを測る障がい者の等級とは概念が違うため、要介護認定をもって障がい者控除の対象とすることはできないと考えております。高齢者の障がい者控除認定事務につきましては、区役所事務担当者説明会を実施するなど、担当職員の知識習熟を図るとともに、市民により一層周知できるよう広報の改善に努めてまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8051

⑩不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助が出来るようにすること。

(回答)

介護保険においては、利用者自らが利用するサービスを選択することになり、また身体的状況をはじめ、利用者一人ひとりを取り巻く状況に違いがあることから、介護保険制度の具体的な運用にあたって、保険者へ問い合わせが行われることがあります。その場合、本市としては、関係法令、厚生労働省のQ&A、また平成 21 年 4 月に改正された大阪府が取りまとめた「訪問介護サービス内容に関するQ&A」を参照しながら、介護保険の円滑な運営に努めておりますが、具体運用に照らして不明な点がある場合、大阪府へ照会する等、利用者によってサービス内容等に不公平が生じないよう対応しております。報酬算定に関する基準等の適用に誤りがあることが判明した場合には、今後とも、介護保険事業所への指導等を実施してまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8059

⑪認定事務センターを廃止し、従来通り区で認定を行うこと。認定は30日以内に行うこと。また、要介護認定調査の写しを認定結果送付時に必ず同封すること。

(回答)

大阪市認定事務センターは、効率的・効果的に認定業務を行うために開設してきたところです。今後とも安定稼働に努めてまいります。介護保険制度上、市町村は要介護認定申請を受理してから30日以内に認定を行う必要があります。そのため、本市では既に認定を受けている方に対して、有効期間の満了する60日前に更新申請書を郵送し、早めに申請をしていただけるよう勧奨しております。また、認定事務センターとして、意見書回収に要する時間短縮及び認定調査の遅延予防を図り、審査判定が遅れることのないよう、引き続き迅速な要介護認定事務の実施に努めます。要介護認定申請がなされると、認定調査員による認定調査を実施します。本市では、認定調査(概況調査、基本調査)の様式を複写式としており、認定調査員は調査終了時点で、認定調査票(本人用)をお渡しいたしております。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6972-2873

⑫施設整備が全くすすんでいないために、介護殺人、介護心中、貧困ビジネスなどの問題が深刻になっている。さらに、課税世帯では費用負担(ホテルコスト含む)最低 15 万から 20 万かかるため入所できないケースも多々ある。年金の範囲での利用負担ができる制度とすることと施設整備を進めるために、国に対して制度改善を強く要求すること。

(回答)

高齢者施策につきましては、介護が必要になっても、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施策を推進することが重要であると考えております。したがって、居宅での介護サービスを充実するなど、在宅支援施策の充実を図る一方で、在宅での生活がどうしても困難な高齢者の方に対しては、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設や居住系サービスの拡充に努め、総合的に施策を講じながら、各分野において、高齢者ひとりひとりの状況に合ったサービスの提供ができるよう努めております。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話:06-6208-8053

(回答)

低所得の方につきましては、特別な室料を除く居住費用や食費が大きな負担とならないよう、所得に応じて設定された一定の負担限度額を超えた部分を、介護保険給付の中で特定入所者介護サービス費として補足給付を行い、利用者負担の軽減を図っているところです。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8059

⑬入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

高齢者施策につきましては、介護が必要になっても、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施策を推進することが重要であると考えております。居宅での介護サービスを充実するなど、在宅支援施策の充実を図る一方で、在宅での生活がどうしても困難な高齢者の方に対しては、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設や居住系サービスの拡充に努め、総合的に施策を講じながら、高齢者ひとりひとりの状況に合ったサービスの提供ができるよう努めております。特別養護老人ホームの現計画における整備目標については、必要性・緊急性の高い申込者の方がおおむね1年以内に入所が可能となるよう整備に取り組むこととしており、平成26年度目標の定員数を11,500人に設定しております。平成24年7月現在、大阪市には107施設9,813人分の特別養護老人ホームが開設されているところです。今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、全市的な視野に立って、計画的な整備に努めてまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話:06-6208-8053

⑭「地域包括ケア」を実現するために、情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

(回答)

平成24年度から26年度を計画期間とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」において、介護・医療・住宅・生活支援・介護予防の5つのサービスを包括的・継続的に提供する地域包括ケア体制の構築を、重点的に取り組む施策としております。このような地域包括ケア体制を構築するには、介護サービスだけでなく地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することが重要であると考えております。今後とも、地域包括ケアの中核的な役割を担う地域包括支援センターによる地域包括ケア等に関する助言支援、後方支援等を行う体制の充実をはじめとして、関係各機関が有機的に連携する体制の推進に努めてまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-⑥208-8026

福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8028

⑮本人をふくむ非課税世帯に、「おむつ」を無条件で給付すること

(回答)

「おむつ」をはじめとした介護用品支給事業は、①介護保険制度の要介護状態区分が4または5の方②介護保険制度の要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方を在宅で介護されている家族(介護者)を対象としています。また、介護用品の支給対象者は、市内に居住し、先の要介護高齢者の介護を行っている家族とし、介護者世帯および要介護高齢者世帯ともに、市民税非課税世帯であるものとしています。当事業は、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅において要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するために実施していることから、単身高齢者や在宅とみなされない入院中の方などが、支給の対象外になっているところです。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8051

⑯減免制度、介護認定者に対する「障害者控除対象者」認定制度などは、パンフレットを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配布してください)

(回答)

障がい者控除については、基本的には税制度のひとつであると認識していますが、くらしの便利帳などに周知記事を掲載するなどして周知を図っております。今後は、リーフレットの作成などについても検討してまいりたいと考えております。

担当 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8051

(回答)

本市における介護保険料の減免制度及び利用料の利用者負担軽減制度等については、介護保険制度パンフレットに記載し、同パンフレットや周知ビラを市役所・区役所その他関係機関の窓口で常備することなどにより制度周知に努めております。なお、介護保険料決定通知書を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載したビラを同封し、周知しております。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8028

5. 生活保護について

①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」(80対1)に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

(回答)

生活保護実施体制につきましては、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、現在では被保護世帯に単身高齢者が多いという特徴を踏まえ、稼働年齢層への自立支援に重点を置くため、65歳未満の稼働年齢世帯には70:1、最低生活の保障や見守り的な支援が中心となる65歳以上の高齢世帯には380:1を基本としつつも、昨年度に引き続き今年度についても、この間の就労状況を鑑み年齢区分を60歳とし、60歳未満の稼働年齢層については、重点的に支援を行うため概ね60:1の配置としています。さらに受付や調査業務の補助を行う嘱託職員や60歳以上の高齢世帯には訪問を行う嘱託職員を活用し、保護の適正実施に努めているところです。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

②申請権を保障するために市で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した市民の目にいつでも触れるようなカウンターなどに配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布してください)。さらに、申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。

(回答)

保護のしおりについては、保護申請時にしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。保護の申請については申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。申請書については必要な方については受付面接担当員からお渡ししています。申請に来訪される方に対しては、来訪者の今の状況をお聞きした上で、法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請意思を確認した方には申請していただいております。保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。今後とも助言指導につきましては、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

③通院のための移送費の認定について、平成22年3月12日付厚生労働省通知に基づき受給者に対しても周知徹底を行うこと。

(回答)

現在、通院移送費については「生活保護のしおり」で周知しているところです。今後も通院移送費について制度周知に努めてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8021

④医療券を廃止して、新たに受給開始時に「医療証」を交付すること。

(回答)

医療券方式から医療証方式への変更につきましては、医療扶助運営要領の改正を必要とするため、本市単独での実施は困難な状況であります。本市におきましては、被保護者の方の受診の際の利便性を図るため、平成15年8月より「休日・夜間等診療依頼証」を作成し、保健福祉センターが閉庁している休日や夜間の時間帯に受診が必要となった場合には、同依頼証を医療機関に提示していただければ、速やかに診療が受けられるよう医療機関に依頼しているところであります。また、慢性疾患等で継続的に通院を必要とされる方については、保健福祉センターに来所されるご負担を軽減するため、医療機関に直接医療券を郵送するなどしております。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8021

⑤自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

(回答)

自動車の保有については、実施要領に沿って、その範囲内で保有を認めているところです。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8012

⑥実態無視の就労指導の強要はしないこと。市は仕事の場を確保すること。

(回答)

働く能力を有する生活保護受給者の方は、その能力を最低限度の生活の維持のために活用する必要があります。大阪市では、働く能力を有する生活保護受給者の方が就労支援事業の活用を希望した場合には、履歴書の書き方や面接の受け方のアドバイス、各個人の適性にあった求人情報の提供、ハローワークや企業面接に同行しての求職活動支援などを実施し、支援対象者の自立に向けた取り組みを支援しています。また、就業経験が不足している方などに対しては、適職の見極めと就業イメージを持っていただくための就業体験やビジネスマナー講座を実施する事業も実施し、対象者の状況に応じた支援を行っています。さらに、市民局と福祉局との連携により、39歳以下の若者を対象とするジョブアタック事業などにおいて生活保護受給者等の方の優先枠を設け、就労機会の確保に努めているところです。今後とも、生活保護受給者の方の自立の助長に向け、適切な就労指導と支援に努めてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8012

⑦福祉事務所への警察OBの配置をやめること。

(回答)

生活支援担当に警察官OBを配置することで、その専門性を生かして、窓口の安全管理の確保に努めております。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

⑧「医療機関等登録制度」、生活保護医療機関新規指定への市独自規定の導入、指定済み医療機関に対する「個別指導(立ち入り検査)」の新たな基準の導入は撤回し、生活保護受給者が必要な医療を受けることのできる施策の充実を図ること。

(回答)

西成区におきましては、これまでも生活保護受給者の適正な医療の確保のため、重複受診等の指導を行ってまいりました。しかし、最近の新聞等の報道にもありますように、一部受給者によります重複受診や複数医療機関を利用しての重複服薬が問題視されています。そこで、生活保護受給者の適正な医療を確保するために、「通院医療機関等確認制度」を実施しております。当初「医療機関等登録制度」として検討をすすめてきましたが、実態に合った名称のほう

が生活保護受給者や医療機関にもわかりやすいとの意見を受け、制度名を「通院医療機関等確認制度」に変更しました。この制度は、生活保護受給者が通常受診する医療機関や薬局を通院医療機関等確認証へ記載することとしています。その際、生活保護受給者の希望を聞きながら実施していくこととしておりますので、これまでの医療扶助に係る指導・助言を越えるものではありません。重複受診や重複服薬を受けることは、生活保護受給者自身の身体にも悪影響を及ぼすことが懸念されることから、これを予防し、生活保護受給者に対する適正な医療を確保するため、通院医療機関等確認制度は必要と考えます。

担当 西成区役所 保健福祉課(生活支援) 電話:06-6659-9867

⑧「医療機関等登録制度」、生活保護医療機関新規指定への市独自規定の導入、指定済み医療機関に対する「個別指導(立ち入り検査)」の新たな基準の導入は撤回し、生活保護受給者が必要な医療を受けることのできる施策の充実を図ること。

(回答)

西成区において試行実施しております「生活保護法による医療扶助のための医療を担当する機関の指定に関する要綱」は、不正等を行った医療機関やその責任者が関わる医療機関を、生活保護指定医療機関として指定しないことにより、生活保護を受給されている方が安心して医療を受けることのできる環境を整備することを目的として平成24年8月より実施しております。また、生活保護法に基づく指定医療機関に対する指導につきましては、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう、制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とし、生活保護法第50条第2項及び医療扶助運営要領に基づき、すべての指定医療機関を対象として実施することとされており、電子レセプトデータを活用しながら効果的な個別指導を実施しております。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8021

⑨国に対し、高齢加算の復活を求め、要望すること。復活までは、市の独自施策(法外援護)で対応すること。

(回答)

本市としましては、社会保障生計調査(家計簿調査)等を通じ、低所得者の実態を国に対して伝えてきたところです。市の独自施策による支援については、実施することは困難な状況です。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011

6. 子育て支援・1人親家庭支援・子供の貧困解決に向けて

①全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも「こどもの権利条約」に謳われている18歳までの人について現物給付で所得制限なしの無料制度として導入すること。当面、中学卒業までのこどもについては直ちに実施すること。

(回答)

本市の乳幼児医療費助成制度は、大阪府の補助により府内統一の制度として実施しており、平成16年11月に大阪府において、制度の持続可能性の観点から、一部自己負担額の導入等の改正が実施されましたが、給付の仕組みそのものの改正であったことから、市町村独自の取扱いを行うことが極めて難しく、本市においても改正を実施したところです。現在、1医療機関ごとに入通院各1日あたり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担の支払いをお願いしております。また、月額2,500円の限度額を設け、同一月にご負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。乳幼児医療費助成制度では、制度創設当初は0歳の通院に係る医療費及び6歳(小学校就学前)までの入院に係る医療費を助成の対象としていましたが、その後対象

年齢の拡充を行い、現在は6歳(小学校就学前)までの通院に係る医療費及び15歳(中学校修了)までの入院に係る医療費を助成の対象としています。所得要件につきましては、入院・通院とも0歳から2歳(3歳に到達する日の属する月の末日まで)の所得制限を撤廃しました。また、平成24年11月診療分より通院医療費について助成対象年齢を15歳(中学校修了)までに拡充します。本市といたしましては、これらの制度は本来、国の制度として統一した基準を設けて実施されるべきものと考えており、従前から大阪府市長会を通じて国へ要望を行っているところです。今後とも、国に対しまして引き続き要望してまいりたいと考えております。

担当 こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課(医療助成) 電話:06-6208-7971

②市長公約の保育所の待機児童をなくすべく、民間委託ではなく市の直営で保育所を直ちに増設し、保育士を増員(保育士の配置基準は従前に戻す)すること。また、低所得者のために保育料の減免制度を拡充すること。

(回答)

平成24年7月に策定されました市政改革プランにおきまして、公立保育所につきましては、民間において成立している事業については、民間に任せることとしており、原則民間移管を推進することとしています。

担当 こども青少年局 子育て支援部 保育所運営課 電話:06-6208-8039

(回答)

本市におきましては、増大かつ多様化する保育ニーズに公立民間双方の保育所が相まって対応することとしております。新たな保育ニーズへの対応につきましては、民間による保育所や認定こども園の新設、増改築や賃貸物件を活用しての保育所整備などにより、計画的な保育所整備に努めてまいりたいと考えております。

保育料につきましては、児童福祉法第56条の規定に基づき、家計への影響も考慮しながら、年齢等に応じた保育の実施に要する費用を基礎として、前年の所得税額及び前年度の市民税額に応じて設定した額を負担していただいております。本市では従来から、国の基準を一定比率軽減し、保護者負担の軽減を図っているところ

であります。また、災害、疾病、その他不測の事態によりご家庭の経済状況に著しい変動があり、徴収金額の全部または一部を負担することができないと認めるときは、保育料の減額または免除により個々に対応しているところであります。

担当 こども青少年局 子育て支援部 保育企画課 電話:06-6208-8037

③就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみる。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費がかさむ4月にできる限り近い月とすること。

(回答)

課税所得での審査を行うことにつきましては、利殖などによる所得控除など、就学援助費審査には考慮すべきではない項目が含まれていることから、収入・所得による審査を行っています。就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、義務教育の円滑な実施に資する重要な制度であり、この制度を有効に活用するためには、学校の果たす役割は非常に大きく、運用にあたっては、学校を中心に教育活動とのかかわりの中で行うのが最も望ましいと考えております。本市では、そういった観点を踏まえまして、「大阪市児童生徒就学援助規則」において、申請手続などについては学校を通じて行うことと定めております。就学援助の審査につきましては、申請受付後、一定期間を設け、添付された証明書類に基づき厳正に審査を行っており、3月中旬までに申請を受付けた方については、第1回支給月を6月としています。

担当 教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当 電話:06-6575-5654

④全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

(回答)

中学校給食につきましては、平成 21 年 1 月に、教育委員会として「中学校における学校給食について」の方針を定め、成長期にある中学生の健全な育成や「食育」の観点から中学校給食の課題について調査・検討を重ねました結果、家庭弁当との選択方式での中学校給食の実施をめざすこととしております。その実施方式につきましては、本市の厳しい財政状況や、学校施設や昼食指導、授業時間割などの教育活動への影響、短期間での実施が可能であることなどから、民間調理施設を活用した弁当箱でのデリバリー方式により実施してまいります。中学校給食につきましては、平成 24 年 9 月より、配膳室の整備が完了した学校から段階的に実施し、平成 25 年度中の市内全中学校での給食実施に向けて取り組んでまいります。

担当 教育委員会事務局 教務部 学校保健担当 電話:06-6208-9158

⑤子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・肺炎球菌ワクチンの無料接種を平成25年度以降も継続して行うこと。

(回答)

子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業については、国のワクチン接種緊急促進事業により平成 24 年度末まで実施します。平成 25 年度以降については、国は、予防接種法を改正して、法に基づく予防接種とする方針を示しています。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

健康局 保健所 感染症対策課 電話:06-6647-0656

⑥子育て世代支援と市の活性化のために「新婚家賃補助」の継続、「子育て世代家賃補助」の創設など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(回答)

本市では、平成3年度から、若年層の市内居住を促進することを目的に、市内の民間賃貸住宅にお住まいになる新婚世帯を対象に、「新婚世帯向け家賃補助制度」を実施してきたところです。今般、非常に厳しい財政状況にありますが、現役世代、特に「こども」「教育」「雇用」といった分野に重点的な投資を行うという政策転換を図ることとしており、新婚世帯向け家賃補助制度については、すでに補助対象となっている世帯には引き続き受給していただきながら、新規募集を停止することとしております。なお、現役世代の定住をより促進させる観点から、分譲住宅を購入する新婚世帯等を対象に、ローン残高に対する利子補給を行う制度について、検討してまいりたいと考えております。このほかの家賃補助制度としましては、平成3年度から、中堅層の市内定住を促進するため、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅について、家賃を減額するため補助を行う

「民間すまいりんぐ」を実施しております。また、平成4年度からは、老朽化した民間住宅の建替えを支援するため、「民間老朽住宅建替支援事業」を実施しており、建替建設費補助とあわせて、従前居住者に対する家賃補助を行っております。

担当 都市整備局 企画部 住宅政策課 電話:06-6208-9217

⑦こども相談センターの人員を確保すること。

(回答)

こども相談センターでは、児童虐待相談をはじめとする相談件数の増加、内容の複雑化に対応するため、平成 22 年度から 2 か年をかけて児童福祉司等を増員し、相談体制の強化に努めてきたところであります。さらに本年度 9 月、来年度 4 月には児童福祉司の増員を図り、児童虐待対応や法的対応を強化を図る予定であります。また、警察官 OB を嘱託職員として雇用し、休日・夜間における安全確認を行う体制の充実を行うとともに、児童虐待通告にかかる調査や児童福祉施設に入所している児童の家庭復帰を支援する嘱託職員を雇用するなど、児童虐待に適切に対応する

ための体制の強化を図っているところです。

担当 こども青少年局 こども相談センター 運営担当 電話:06-4301-3100

⑧こどもに関する諸施策(入院助産制度を含む)について周知し、申請権保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配付してください)

(回答)

こどもに関する諸施策(入院助産制度を含む)の周知につきましては、大阪市ホームページのほか、各戸に配付している「くらしの便利帳」にも記載しておりますが、子育てに関する総合的なガイドブックである「子育ていろいろ便利帳」を妊娠届や転入届の際にお渡しし、周知に努めているところです。「子育ていろいろ便利帳」は、平成24年3月に誌面を全面的にリニューアルし、掲載している各種施策・サービスを最新の情報に更新するとともに、従来の目次や索引に加えて、年齢別やテーマ別に必要な情報にアクセスできるページを設けたほか、携帯電話から本市の子育て情報ホームページにアクセスできるQRコードを裏表紙に掲載するなど、より使いやすいものになるよう工夫いたしました。また、この便利帳は各区保健福祉センターのほか、子ども・子育てプラザなど身近な子育て支援施設にも配架し、自由に手にしていただけるように配慮しております。今後とも、子育て家庭の方々に一層ご利用いただけるよう努めてまいります。

担当 こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話:06-6208-8111

7. 障害者福祉施策について

①移動支援の通勤・通学・通所時の利用禁止やグループ活動等の制限を無くして必要なサービスが自由に利用できるようにすること。

(回答)

本市における移動支援事業については、平成18年10月より、それまでの支援費制度における居宅介護事業中の移動介護サービス(ガイドヘルパー)として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしており、支援費制度時に移動介護サービスを利用していた方に対し、これまで受給されている方のサービス内容の低下をきたさない観点から、同じ事業内容、基準により実施しております。サービス内容におきましては、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。通学、通所については「通年かつ長期にわたる外出」にあたり、現状では移動支援を利用できませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎ができない場合に限り、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能としております。

担当 福祉局 障害者施策部 障害支援課 電話:06-6208-8245

②グループホーム・ケアホームは現状の単価設定では、利用者が安心して生活していくには、まだまだ不十分です。国の報酬単価の引き上げを要望するとともに、市として小規模ホームや帰宅時の報酬減に対する補助などの独自の支援策を講じること。

(回答)

平成21年度報酬改定において、利用者の障がい程度や職員配置の状況、夜間支援体制を評価した報酬基準等が設定されており、平成24年度報酬改定において、地域区分の見直しが行われるなど、一定の改善が図られております。また、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整等を行った場合には、一定の条件の下に帰宅時支援加算や長期帰宅時支援加算が設けられております。本市におきましては、グループホーム等の安定した事業運営が図られるよう、

国に対して、十分な財政的支援について引き続き要望してまいります。

担当 福祉局 障害者施策部 障害支援課 電話:06-6208-8074

③利用者5名以上から10名未満であっても条件が整った場合、地域活動支援センターを設置すること。

(回答)

地域活動支援センターは、利用定員を10人以上とし、そのために必要な人員配置や建物設備の基準を定め、委託料についても利用人員に応じた委託料や各種加算を設けており、安定した運営ができるよう支援を行っています。

担当 福祉局 障害者施策部 障害支援課 電話:06-6208-8074

④重度障害者世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯、精神障害者世帯等の経済的な負担の軽減を図るため、現在実施している水道料金及び下水道使用料の基本料金相当額の免除措置を平成25年度以降も引き続き行うこと。

(回答)

本制度は、昭和 48 年 3 月の水道料金の改定に伴い、67 歳以上の高齢者世帯、生活保護世帯、母子家庭及び重度心身障がい者世帯の負担軽減を図ることを目的として、実施がはじまっています。その後、高齢者世帯については、65 歳以上に年齢を引き下げるなどの改正を行ってきました。本市では、パブリックコメントでいただいた市民の皆様のご意見や市会での議論等をふまえて、平成24年7月に「市政改革プラン」を策定しました。今回、この「市政改革プラン」では、水道料金・下水道使用料の福祉減免措置について、高齢者や障がい者の所得やニーズを踏まえ、一律に減免を行う制度は平成25年10月に廃止するとともに、早急に施策の充実が必要な高齢者や障がい者等に対する支援施策を再構築してまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話:06-6208-7951

健康局 こころの健康センター 電話:06-6922-8520

子ども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話:06-6208-8034

⑤長居障害者スポーツセンターは現行の機能に加え非常災害時の障害者児に対応した福祉避難所としての機能を完備したものとして、拡充・整備すること。また、通常利用時にも障害のある人がより利用しやすい施設へと充実させること。

(回答)

大阪市災害時要援護者避難支援計画では、福祉避難所としての利用が求められる社会福祉施設等について、施設管理者と調整のうえ区単位で福祉避難所の指定を行うこととしております。長居障害者スポーツセンターも社会福祉施設に含まれていますので、指定の取り組みを進めることとなっております。また、指定した施設と各地域で連携を図り、施設の特徴に応じて福祉避難所としてどのような役割を担っていただくかを、それぞれ検討していただくことになっております。

担当 危機管理室 危機管理課 電話:06-6208-7380

(回答)

長居障害者スポーツセンターは、障がいのある方がいつ一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことで、障がい者の社会参加の機会を増やし豊かな日常生活をおくっていただく目的で昭和 49 年に全国で初めて開設した障がい者専用のスポーツ施設です。障がいのある方に利用していただけるように、施設のバリアフリー対応を行うとともに、視覚障がい者対応装置付きボウリング設備やサウンドテーブルテニス台のほか、重度の肢体障がい者がスポーツ活動ができる畳敷きの遊戯室など、それぞれの障がいに応じた設備を設けています。今後より多くの障がいのある方に利用していただけるよう、努めてまいります。

担当 福祉局 障害者施策部 障害福祉課 電話:06-6208-8075

⑥重度障害者医療費助成制度を自己負担のない状態に戻し、3級以下の障害者も対象とすること。

(回答)

本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと、身体障がいの程度が1～2級の方、重度の知的障がいの方及び身体障がいの程度が3級以下でかつ中度の知的障がいの方を対象としております。重度障がい者医療費助成制度につきましては、平成16年11月に大阪府において、制度の持続可能性の観点から、一部自己負担額の導入等の制度の改正が実施されましたが、給付の仕組みそのものの改正であったことから、市町村独自の取り扱いを行うことが極めて難しく、本市においても、府と同様に、平成16年11月に改正実施したところです。現在、1医療機関ごとに入通院各1日あたり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担の支払をお願いすることとしております。また、月額2,500円の限度額を設定し、限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。本市といたしましては、障がい者手帳3級の方にも対象範囲が拡大されるよう、従前から大阪府市長会を通じて、府へ要望を行っております。なお、重度障がい者医療費助成制度など医療費助成制度は、医療に関する重要なセーフティネットであることから、その重要性や必要性に鑑み、国において、全国一律の制度として早期に制度化すべきと要望しております。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課(医療助成) 電話:06-6208-7972

8. 住民税について

①申告、納付相談、各種減免申請など納税者向け税務行政のすべてを従来通り区役所で直に復活し、行政サービスの低下を止めること。

(回答)

大阪市では、市税の専門組織として平成19年10月に7つの市税事務所を設置し、従来24区役所で行っていた税務に関する事務を統合いたしました。申告や納付相談、各種減免申請などについては、個別具体的な案件に応じた相談・判断を行う必要があることから、これらの業務は市税事務所に対応しております。なお、市民・納税者の皆様の利便性をできるだけ低下させないため、区役所及び区役所出張所では、ご利用の多い税証明書の発行、納付書の再発行等のほか、個人市・府民税の申告期間には区役所等に臨時窓口を設置し、申告の受付・相談業務を行っているところです。今後もできる限り市民・納税者の皆様の利便性の確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

担当 財政局 税務部 管理課 電話:06-6208-7741

②財政局に対し、減免制度などのパンフレットやポスターの作成を要望し、区役所内の税証明窓口に常備し、パンフレットは全家庭に届くように要請すること。

(回答)

個人住民税の減免制度につきましては、納税通知書の裏面に説明を掲載するとともに、全戸に配布している「大阪市民くらしの便利帳」や、市税事務所、区役所税証明発行窓口等で配布している「市税ハンドブック」及び本市財政局ホームページに制度説明を掲載するなど、常時広報を行っているところであり、市税事務所窓口、区役所の税証明書発行窓口及び区役所出張所においても減免制度の説明ビラを設置しております。また、市広報物において、お知らせ記事を掲載し、制度の周知に努めているところです。なお、平成23年度より、ホームページに掲載している減免制度の説明を充実し、各種詳細要件等を新たに追加するとともに、納税通知書に同封の説明ビラに、減免制度の説明を新たに掲載するなど、一層の周知を図っております。今後も引き続き、制度の周知に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

担当 財政局 税務部 課税課(個人課税グループ) 電話:06-6208-7751